

医療法改正による広告規制と 特定商取引法による規制について

石原 修 Ishihara Osamu

弁護士 (TMI 総合法律事務所) 公益社団法人日本美容医療協会 副理事長



医療法による広告規制について

(1) 2017年の医療法改正により、医療機関のウェブサイトも広告規制の対象となり、虚偽や誇大の表示を禁止し、行政処分や罰則等の対象とされることとなり、施行に併せて厚生労働省が「**医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (医療広告ガイドライン)**」を示しました。

美容医療の分野で説明しますと、専門外来という表記や未承認医薬品による治療の内容の広告が規制され、内容が虚偽であるもの(虚偽広告)、他の病院等と比較して優良であると宣伝するもの(比較優良広告)、事実を不当に誇張・誤認させるもの(誇大広告)、患者等の主観に基づく治療等の内容又は効果に関するもの(体験談)、治療等の前又は後の写真(治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれのあるもの)が禁止の対象となります。一方、適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、次の要件をいずれも満たすことにより限定が解除されます。

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

(2) 厚生労働省は「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」を公表し、禁止される事例を解説しています。最新の第4版(2024年3月)*¹により違反事例を紹介します。

- ① 「医学上あり得ない内容の表現」として「どんなに難しい手術でも成功」「絶対安全な治療」との表現
- ② 「データの根拠を明確にしない調査結果や患者満足度」として「医療脱毛患者様満足度99%」「当院におけるHARG療法^注の発毛率は99%です」「治療を受けた患者様のほぼ全員が効果を実感しておられます!」との表現
- ③ 「最上級の表現」として、「本グループは全国に展開し、最高の医療を広く国民に提供しております」との表現
- ④ 「患者自身の体験や家族等からの伝聞」については、「治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない」「体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない」とされており、口コミサイトの口コミの掲載や医療機関のスタッフの体験談も同様です。
- ⑤ 一般のウェブサイトに掲載された体験談は、医療機関名を検索するとアクセスできてしまいますが、医療機関の依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど

*1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001153604.pdf>

表 2022年度ネットパトロールにおける分類別の傾向 医療分野／違反種類別の違反数(2023年3月31日時点)

・1サイト平均で約5.4カ所の違反(768サイトにおいて合計4,115カ所の違反)が確認された。
 ・特に「(5) 広告が可能とされていない事項の広告」が最多であった。

	違反種類									合計	1サイト当たりの違反件数
	(1) 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)	(2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)	(3) 誇大な広告(誇大広告)	(4) 公序良俗に反する内容の広告	(5) 広告が可能とされていない事項の広告	(6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談	(7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等	(8) その他(注1)	合計		
美容	66	89	152	0	1,261	54	182	170	1,974	273	7.2
歯科	62	51	161	0	548	56	171	36	1,085	224	4.8
がん	4	9	33	0	152	8	10	6	222	48	4.6
その他(注2)	48	43	103	0	490	41	71	38	834	223	3.7
合計	180	192	449	0	2,451	159	434	250	4,115	768	5.4

注1 医療広告ガイドライン第3-1(8)その他ア「品位を損ねる広告」にて示されている、「費用を強調した広告」「提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引」に該当する箇所を集計している

注2 医療分野のうち、例えば「内科」「整形外科」「産婦人科」といった、「美容」「歯科」「がん」のいずれにも分類できないものを集計しており、例えば総合病院や大学病院のように、複数診療科を有する医療機関において、インプラント等歯科関連の指摘をした場合、ここに含まれる

※厚生労働省ウェブサイト「第2回 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会 資料」「資料3 ネットパトロール事業について(令和4年度)」*3を基に作成

験談を医療機関の有利に編集している場合は、禁止されます。

(3) 2017年から、医療機関のウェブサイトにおける不適切な表示に対して、厚生労働省は「医療機関ネットパトロール」*2を開始しました。

ネットパトロールによる2023年3月31日時点での医療分野／違反種類別の違反数は表のとおりです。

特定商取引法による規制について

(1) 特定商取引法の改正について

特定商取引に関する法律(特定商取引法)は、消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。2017年12月より、美容医療の一部が、「特定継続的役務提供」として特定商取引法に適用を受けることとなりました。これまで、医療を受ける者の保護は、医療法などにより厚生労働省の

管轄でなされていましたが、特定商取引法は消費者庁の所管です。そのため、美容医療の世界は、契約締結前の概要書面の交付、契約締結時の契約書面の交付、契約締結後のクーリング・オフや中途解約など、これまで経験したことのない規制に直面することとなりました。

(2) 「特定継続的役務提供」について

対象となる「特定継続的役務」とは、「国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務」であって、①役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの、②役務の性質上、①に規定する目的が実現するかどうかは確実でないもの、のいずれにも該当するものとして政令で定めるものとされ、政令では、これまで、エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室等が定められていましたが、2017年の改正で、次の①、②、③のすべてに該当する美容医療が「特定継続的役務提供」とし

*2 医療機関ネットパトロールウェブサイト <https://iryokukoku-patrol.mhlw.go.jp/>

*3 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37585.html

て対象となりました。

①提供される施術(役務)の内容

次のいずれかの方法により、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと

○「脱毛」光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

○「にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化」光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

○「皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減」薬剤の使用又は糸の挿入による方法

○「脂肪の減少」光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

○「歯牙の漂白」歯牙の漂白剤の塗布による方法

②役務の提供期間：1カ月を超えるもの

③価格：5万円を超えるもの

そして、上述の①、②、③のすべてに該当する場合、次の規制を受けます。

<規制1> 契約締結前の概要書面の交付

<規制2> 契約締結時の契約書面の交付

<規制3> 虚偽・誇大広告の禁止

<規制4> 不実告知等の禁止

<規制5> 書類の備置等

<規制6> 消費者によるクーリング・オフ

<規制7> 消費者による中途解約

<規制8> 消費者による契約の申込み又は承諾の意思表示の取消権

<規制9> 適格消費者団体からの差止請求

(3) 行政処分と刑事罰について

概要書面・契約書面の交付義務、虚偽・誇大広告の禁止、不実告知等の禁止、書類の備置等の義務の違反等に対しては、事業者に対する業務停止命令などの行政処分が用意されています。また刑事罰も用意されており、例えば、概要書面・契約書面の交付義務違反には、6カ月以下の懲役又は100万円以下の罰金(又はこれらの併科)、不実告知等の禁止違反には個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人が1億円

以下の罰金などです。

(4) 同じ患者にその都度治療を行う場合について

その契約の実態から「治療の継続について消費者の選択の自由が妨げられていると認められる場合」には、たとえ外形的には複数の契約に基づいて治療が行われていても、「複数の契約が実質的に一体」であると判断される場合があります。消費者庁は、次の場合には「複数の契約が実質的に一体」とされようとしています。

- ・入会金、施設利用料等の名目で高額の初期費用を徴収しており、当該費用がその後の複数回にわたる治療の対価の一部であると判断される場合
- ・「次回も来院しなければ後遺症が残る可能性がある」、「当院でなければ治療できないので、他の病院にいったら駄目」と告げる等、消費者に対し継続的に治療を受けることを事実上強制するような場合
- ・契約の当初時点において、例えば1カ月を超える期間をかけて使用される分量の医薬品(美容を目的とするものに限る。)や健康食品等を関連商品として販売し、医師の指導の下で服用等を行うものとしている場合 (原文ママ)

お困りの場合

医療の分野については厚生労働省が所管しています。以下をご覧ください。

○医療機関ネットパトロール*4

○医療安全支援センター*5

また、特定継続的役務提供に該当する医療機関との契約などについては、消費者庁が所管しています。消費者ホットライン188番に電話すると、最寄りの消費生活センター等の窓口が案内されます。

ほかにも、公益社団法人日本美容医療協会では、オンライン公開相談室*6を開設しています。

実際に被害を受けた場合には、全国の弁護士会が運営している法律相談センター*7などをご利用ください。

*4 前掲*2

*5 医療安全支援センターウェブサイト <https://www.anzen-shien.jp/>

*6 公益社団法人日本美容医療協会ウェブサイト「美容医療相談室」<https://www.jaam.or.jp/soudan/>

*7 日本弁護士連合会ウェブサイト「法律相談」https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html